○屋外広告物掲出禁止区域等の指定の一部改正

栃木県告示第333号

屋外広告物掲出禁止区域等の指定（平成11年栃木県告示第479号）の一部を次のように改正し、令和５年８月26日から適用する。

令和５年８月25日

栃木県知事　福　田　富　一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第１～第４　略 **第５**　条例第９条第１項の規定により知事が指定する場所又は施設 条例第９条第１項の規定により知事が指定する場所又は施設は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿鉄道車両（鉄道の用地において運行の用に供するものに限る。）及び軌道車両並びに路線バス及び観光バスとする。 **第６～第10**　略	**第１～第４**　略 **第５**　条例第９条第１項の規定により知事が指定する場所又は施設 条例第９条第１項の規定により知事が指定する場所又は施設は、鉄道の用地において運行の用に供する鉄道車両＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿並びに路線バス及び観光バスとする。 **第６～第10**　略

（都市計画課）